

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため、 5段階達成度は記載出来ない	番号	⑰
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	32,420,484	35,721,248	32,097,832	30,515,633	67,894,067
		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>
	補正予算	96,776,463	97,624,577	101,820,883		
		<0>	<0>	<0>		
	繰越し等	0	0	0		
		<0>	<0>	<0>		
	計	129,196,947	133,345,825	133,918,715		
		<0>	<0>	<0>		
執行額	128,841,676	133,306,669	133,813,218			
	<0>	<0>	<0>			

政策評価調書（個別票2）

政策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献					番号	⑰	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	元年度 当初予算額	2年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費	30,220,990	67,509,236		
	●	2	一般	外務本省	国際分担金其他諸費	国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費	294,643	384,831		
	●	3								
	●	4								
	小計						30,515,633 <>の内数	67,894,067 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1					<	>	<	>
	○	2					<	>	<	>
	○	3					<	>	<	>
	○	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>	<	>
	◇	2					<	>	<	>
	◇	3					<	>	<	>
	◇	4					<	>	<	>
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						30,515,633 の内数	67,894,067 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献			番号	⑰	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額 (削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			元年度 当初予算額	2年度 概算要求額	増△減額		モニタリング結果のポイント	
							概算要求への反映状況	
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 25px; padding: 50px 100px; display: inline-block;"> <h1 style="margin: 0;">該当なし</h1> </div>								
合計								

施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献（モニタリング）

令和元年度事前分析表（モニタリング）

（外務省 1－VII－3）

<p>施策名</p>	<p>国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 本施策評価は、地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、「分担金・拠出金を通じ地球規模の諸問題を所掌する国際機関の活動を推進することにより、我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており、対象となる地球規模の諸問題に係る分担金・拠出金のうち、主要な国際機関への分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今次は、国際移住機関（IOM）分担金、IOM 拠出金及び IOM 拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業）の評価を実施する。 なお、本施策の目標を達成するための、同分担金・拠出金以外の分担金・拠出金は、「達成手段」欄に記載した。</p>					
<p>評価対象 分担金・拠出金 名（注）</p>	<p>国際移住機関（IOM）分担金、IOM 拠出金、IOM 拠出金（人身取引被害者の帰国支援事業）</p>					
<p>施策目標</p>	<p>国際移住機関（IOM）を通じた女性支援も含めた移民、難民、国内避難民、被災者、人身取引被害者等に対する人道支援により、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。</p>					
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>今日の移民は、国境を越える者、国内移住を含めて、有史以来最も多い 10 億人となり、移民・難民問題が世界的に深刻な状況となる中で、IOM の活動は、深刻さを増す難民・国内避難民の問題の解決、さらには、SDGs の達成にも貢献することから、我が国としても IOM と連携した支援の実施により、国際社会の一員として主要な責任を果たす必要がある。また、我が国の IOM を通じた国際貢献に係る長期的な方向性として、SDGs として設定された 17 の国際目標のうち、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」（5.2：人身取引や性的搾取等の排除）、目標 8「働きがいも経済成長も」（8.7：強制労働の根絶、人身取引及び児童労働の撲滅）、目標 10「人や国の不平等をなくそう」（10.7：よく管理された移住政策の実施）、目標 16「平和と公正をすべての人に」（16.2：子どもに対する虐待、搾取、取引等の撲滅）、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」（17.17：官・民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進）等に寄与する IOM の取組を通じ、女性支援も含めた地球規模の諸問題の解決に向けた国際社会の取組に貢献する。 行政改革推進会議による「秋のレビュー」（平成 26 年 11 月）を踏まえ、我が国重要外交課題の遂行、我が国のプレゼンスの強化、適切な組織・財政マネジメントの確保等の観点を含め評価を行う。</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>世界的な人の移動（移住）を専門に扱う唯一の国連関係機関である IOM は、「正規のルートを通して、人としての権利と尊厳を保障する形で行われる人の移動は、移民と社会の双方に利益をもたらす」という基本理念に基づき、主に紛争・自然災害への対応（難民・国内避難民等への支援）、出入国・国境管理能力の強化、海外在住専門家の帰国支援、移住に関する調査・研究等を行っている。我が国は、IOM に対する拠出及び IOM の主要意思決定機関である IOM 総会への積極的な参画等により、移民・難民等に対する人道支援という地球規模の諸問題の解決に向けた取組に貢献する。</p>					
<p>関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日） 地球規模課題の解決への一層積極的な貢献 ・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日） 第 2 章 7.（1）①外交 					
<p>施策の予算額・執行額等（IOM 分担金）</p>	区分	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	
	予算の状況 （百万円）	当初予算 (a)	677	598	603	615
		補正予算 (b)	0	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	677	598	603	
執行額 (百万円)	677	598	603			
<p>同（IOM 拠出</p>	区分	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	

金)	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	4,115	3,350	3,021	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	4,115	3,350	3,021	
	執行額(百万円)	4,115	3,350	3,021		
同 (IOM 拠出 金(人身取引 被害者の帰 国支援事 業))	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14	23	23	15
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	14	23	23	
執行額(百万円)	14	23	23			
政策体系上 の位置付け	分担金・拠出金	担当部局名	国際協力局, 総合外 交政策局	政策評価実施 予定時期	令和2年8月	

(注) 本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものである(ただし、「達成手段」欄には評価対象以外の分担金・拠出金も記載した。)

本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標1 IOM への拠出を通じた人の移動の問題改善の促進 *

中期目標（一年度）

国際的な目標である持続可能な開発目標（SDGs）の目標5「ジェンダー平等を実現しよう」（5.2：人身取引や性的搾取等の排除），目標8「働きがいも経済成長も」（8.7：強制労働の根絶，人身取引及び児童労働の撲滅），目標10「人や国の不平等をなくそう」（10.7：よく管理された移住政策の実施），目標16「平和と公正をすべての人に」（16.2：子どもに対する虐待，搾取，取引等の撲滅），目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」（17.17：官・民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進）等に寄与する IOM の取組を通じ，地球規模の諸問題の解決に向けた国際社会の取組に貢献する。

30年度目標

IOM を通じた中東やアフリカを始めとする深刻な人道危機が発生している地域における脆弱な難民・国内避難民の保護支援，国境管理強化支援，難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等の実施により，難民・国内避難民等の深刻な人道状況の改善を促進する。

施策の進捗状況・実績

IOM は 30 年中，164 か国において約 3,000 万人を対象に，避難民支援，元戦闘員の社会復帰支援，コミュニティ支援，第三国定住・帰還・緊急帰国などの移送支援，移民に対する健康診断支援などの人道支援を実施した。30 年度当初予算編成時には予見不可能だった緊急性を要する事案に対しては，30 年度補正予算による拠出を通じて，中東・北アフリカ，サブサハラ・アフリカ及びアジアの，特に治安上の問題等から我が国の援助機関による活動が限定的な国・地域（アフガニスタン，イエメン，トルコ，イラク，コートジボワール，ガンビア，ニジェール，モーリタニア，ベナン，南スーダン，ウガンダ，ケニア，マリ，ブルンジ，レソト，ソマリア，エチオピア及びバングラデシュ）で，干ばつ等の自然災害の被災者への緊急人道支援，保健支援，大規模な人の移動への対応としての国境管理支援，人身売買撲滅・不法移民対策支援，若者や女性の避難民や帰還民に対する職業訓練を通じた雇用促進を通じた生計向上等の支援，避難民を受け入れているホストコミュニティ支援等，社会安定化を図る事業を実施した。我が国は，IOM が 30 年中に実施した SDGs に貢献する 1,200 件以上の案件（案件総額は約 15 億ドル）のうち，27 件（約 4,000 万ドル）を支援し，例えばケニアでは，SDGs の目標 1，4，5，8，10，16，17 に該当する国境管理支援やコミュニティ安定化支援，トルコでは，SDGs の目標 8，10，11 に該当するコミュニティ安定化支援や生計支援等を実施し，中期目標に掲げる SDGs の目標 5.2，8.7，10.7，16.2，17.17 等の着実な実施を進めた。

IOM は SDGs 推進のため，「2030 開発アジェンダ：実施のためのガイド」を作成し，ワークショップ（7 月の「アラブ地域における移住と SDGs：能力向上のためのワークショップ」（於：エジプト）及び 10 月の「プエブラ・プロセス参加国の 2030 開発アジェンダにおける移住の主流化ワークショップ」（於：パナマ））で参加国に共有しつつ，移住と開発，人材育成等における SDGs の進め方や，政策目標における SDGs についての指標設定等についての研修や議論を行った。エジプトでのワークショップにはアラブ地域 13 か国，パナマでのワークショップには，中南米・カリブ海地域等の 9 か国の政府関係者が参加し，各国の移住に関する施策を SDGs の取組に統合することについての理解を深めた。

また IOM は国連開発計画（UNDP）とともに，2030 開発アジェンダや SDGs の実施について，107 か国に対して各国の開発計画における移住課題の主流化を支援する事業を実施した。例えばエクアドル，ガーナ，エチオピア等では，政府による人の移動に関する計画策定や法制度の整備，関連データの収集や事業の達成状況のモニタリング・評価についての研修を支援した。

普遍的に保健分野の支援を広めるためのユニバーサル・ヘルス・カバレッジの分野では，ブルガリア，クロアチア，キプロス，ギリシャ，イタリア，スロベニア及びセルビアの 7 か国で，欧州への移民の電子健康記録を通じて，それまでの移民の治療記録や診断記録，予防接種，投薬治療の記録が，移民の受入地域にも共有され，受入地域での対応の円滑化を図るための支援が実施された。

さらに IOM は，SDGs の目標 8.7（強制労働の根絶，人身取引及び児童労働の撲滅）の実現に向けて，国連児童基金（UNICEF）及び国際労働機関（ILO）と共に立ち上げた Alliance8.7 において，移住アクショングループの共同議長を UNICEF と務め，11 月には，同アクショングループの初会合となる Alliance8.7 戦略計画ワークショップを UNICEF と共催し，活動計画の策定や優先課題を整理するなど，SDGs 推進のための支援を積極的に進めた。

令和元年度目標

IOM を通じた中東やアフリカを始めとする深刻な人道危機が発生している地域における脆弱な難民・国内避難民の保護支援，国境管理強化支援，難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等

の実施により、難民・国内避難民等の深刻な人道状況の改善を促進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

自然災害、紛争等の要因で世界的に難民・国内避難民等の数が増大している中、難民・国内避難民等に対する支援は、人間の安全保障の観点から重要であり、IOM への拠出を通じた支援による人道状況の改善を把握することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

関連分野の SDGs の各目標の達成に寄与することは、人の移動の問題改善に資する。また、第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）で、「SDGs の達成に向けて、日本が主導してきた「人間の安全保障」の考え方に基づき、「誰一人取り残さない」社会を実現するための取組を進めていく」旨言及されている。

測定指標 2 日・IOM 間のパートナーシップ強化 *

中期目標（--年度）

我が国が重視する人道支援、女性支援の取組等を推進するとともに、SDGs の達成に貢献するため、IOM との連携・協力を強化する。

30 年度目標

IOM を通じたグローバルな人道危機の問題の解決に貢献するため、以下の取組等により IOM との連携強化を図る。

- 1 IOM 幹部の訪日を通じたハイレベルでの協議の実施
- 2 国連移住グローバル・コンパクトを始めとする国際会議における協力
- 3 日本企業や日本の NGO との連携促進

施策の進捗状況・実績

- 1 30 年度中は、IOM 事務局長選挙及び新事務局長就任後の内部の組織再編が行われたこともあり、IOM 幹部の訪日はなかったが、12 月に鈴木外務大臣政務官が「国連移住グローバル・コンパクト採択会合」出席のためモロッコを訪問した際、10 月に就任したヴィトリノ事務局長と意見交換を実施し、同事務局長の下での新体制においても、人道支援において引き続き日・IOM で緊密に連携していくことを確認した。
- 2 「国連移住グローバル・コンパクト」は、世界中で大規模に発生している移住・移民に関する課題解決のための国際的協力枠組みを初めて策定するものであり、移住・移民への対応等を巡り各国で意見が対立したが、日本は、30 年度中に 6 回開催された移住グローバル・コンパクトに関する政府間交渉に参加し、日本のみならず多くの国が受け入れ可能な文言にするよう要請するなど、同コンパクト策定のための議論に貢献した。同コンパクトには、日本が提案した文言の修正が反映され、12 月に採択された。こうした策定プロセス全般において、IOM は、国連で同コンパクトを主導している国際移住担当事務総長特別代表や国連諸機関と連携し、移住に関する専門的知見を提供し、政府間交渉の議題設定や、各国政府の要請を踏まえた案文調整等に協力した。
また、日本は、31 年 1 月からの同コンパクトの実施・フォローアップにおいて IOM が中心的な役割を果たすことを支持した。その働きかけもあり、国際移住担当事務総長特別代表は、同コンパクトの実施・フォローアップを行うために設置された国連移住ネットワークの調整役を IOM が務め、IOM 事務局長が同ネットワークのコーディネーターとなるとの決定をした。
- 3 IOM は 6 月に外務省主催「国連ビジネス・セミナー」に参加した。IOM は日系企業との官民連携を積極的に進めており、30 年 2 月までに、ケニア、ソマリア、シエラレオネ、エチオピア、モーリタニア、ルワンダ、イラク等で農業、漁業、医療・衛生、生活向上支援、国境管理支援などにおいて日系企業 7 社と協力していたが、31 年 3 月までにこれらに加え、バングラデシュでの協力も開始され、また、エネルギー及び二輪自動車の分野で 2 社との協力が新たに開始されたことにより 9 社と協力することになった。また、30 年 2 月までに、ヨルダン、ケニア及びチャドで日本の 3 NGO 団体と協力して支援事業を実施していたが、31 年 3 月までに、これらに加えてウクライナでも協力が行われることになり、3 NGO 団体と 4 か国で協力が行われることになった。

令和元年度目標

IOM を通じたグローバルな人道危機の問題の解決に貢献するため、以下の取組等により IOM との連携強化を図る。

- 1 IOM 幹部の訪日を通じたハイレベルでの協議の実施

- 2 日本への外国人受入れも含めた IOM との協力
- 3 日本企業や日本の NGO との連携促進

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

世界的な人の移動（移住）を専門に扱う唯一の国連関係機関である IOM との関係強化は、我が国が世界的に深刻な移民・難民問題の解決への貢献を効果的に進めていく上で重要である。

IOM との関係強化を図るためには、上記年度目標に掲げた取組を推進することが有効である。

測定指標 3 人身取引の撲滅に向けた国際協力の推進 *

（本指標による評価対象は、「人身取引被害者の帰国支援事業」。）

中期目標（一年度）

人身取引被害者の適切な保護及び社会復帰支援を行うことを通じ、人身取引問題に対する啓発を図り、特に我が国及び周辺国における再被害を防止する。また、人身取引に関連する国際的な協力枠組みに積極的に参画する。

30 年度目標

- 1 内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議において策定された「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、我が国で人身取引被害に遭い、日本政府により保護された外国人被害者のうち、支援を希望する被害者全員に対する、母国への帰国支援及び帰国後の社会復帰支援を、政府関係機関や市民団体等と連携し円滑に実施し、被害者の迅速な被害回復及び経済的自立等を実現する。
- 2 密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関するアジア太平洋の協力枠組みである「バリ・プロセス」（IOM が事務局）のウェブサイトの管理運営に対する支援実施により、同プロセスが策定する実務者向けガイドラインや、ワークショップの実施等に係る迅速な情報共有を行い、アジア太平洋地域の関係国の実務家の能力向上に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 政府関係機関や駐日各国大使館、市民団体及び IOM 各国事務所等が連携し、5 人の外国人被害者を母国に帰国させ、帰国後も一時避難場所や法律支援の提供のほか、医療、教育、職業訓練等の支援を実施した。
- 2 本事業に関する拠出金のうちの 1 万ドルが、バリ・プロセスのウェブサイト管理費として活用され、同ウェブサイトを通じ、同プロセスのメンバー国・地域に対する実務者向けガイドラインの策定（31 年 3 月）や、ワークショップの実施（5 月、於：タイ）等に係る迅速な情報共有を行い、アジア太平洋地域の関係国の実務家の能力向上に貢献した。

令和元年度目標

- 1 「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、我が国で人身取引被害に遭い、日本政府により保護された外国人被害者のうち、支援を希望する被害者全員に対する、母国への帰国支援及び帰国後の社会復帰支援を、政府関係機関や市民団体等と連携し円滑に実施し、被害者の迅速な被害回復及び経済的自立等を実現する。
- 2 「バリ・プロセス」（IOM が事務局）のウェブサイトの管理運営に対する支援実施により、同プロセスが策定する実務者向けガイドラインや、ワークショップの実施等に係る迅速な情報共有を行い、アジア太平洋地域の関係国の実務者の能力向上に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

人身取引は国境を越えて行われる組織犯罪であり、我が国で人身取引被害に遭い、我が国で保護された外国人被害者が再度被害に遭わないよう帰国及び帰国後の社会復帰支援を実施し、被害者の迅速な被害回復及び経済的自立等を実現するためには、世界に所在する IOM 事務所及び被害者の母国の政府関係機関と連携を取りつつ、人身取引の撲滅に向けた国際協力の推進が重要である。

我が国が締結した国際組織犯罪防止条約の人身取引議定書において、締約国は人身取引被害者に対する援助及び保護を提供すること（上記目標 1 関連）及び他国と人身取引対策等に関する情報共有を行うこと（上記目標 2 関連）が義務付けられている。

測定指標4 日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合及び日本人職員数）				
①日本人職員の割合 ②日本人職員数 (注)②は令和元年度から目標設定。	中期目標値	30年度		令和元年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	① 1.9%	① 1.7% ② 30名	① 1.8% ② 32名
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠				
<p>IOMへの主要拠出国である我が国としては、日本人職員の増強を通じて日本の顔の見える支援を確保しつつ、人間の安全保障及びSDGsの達成に貢献していくことが求められる。このため、IOMにおける日本人職員の割合を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。</p> <p>IOMでは、コスト削減の一環として、幹部職員以外の人件費は本部経費ではなく、プロジェクトベースで捻出するなど節約を進めているほか、任期の短さ（1年以下が多数）や処遇面の条件により必ずしも日本からの応募者数は多くない。他方で、移住・移民への対応の増加に伴い、人件費も含めてドナー国が支援する人道支援案件の増加もあり、全体の職員数が1,467人（29年12月現在）から1,769人（12月現在）と大幅に増加している。このような中、日本人職員数は25名（29年12月現在）から5名増加し30名（12月現在）となったものの、日本人職員の割合は1.7%であり、30年度目標値（1.9%）を下回った。</p> <p>移住・移民を巡る問題への対応が増加し、この問題が国際的な重要課題となる中、IOMは人事体制も含めた機構改革に着手しており、設立以来最も大きな変革期を迎えている。このため、他のドナー国の支援状況を含め全体の職員数の変動が予測し難い状況ではあるが、10月に就任したヴィトリーノ事務局長の下での新体制においても引き続き日本人職員増強に向け日・IOMで緊密に連携していくことが確認されており、IOM全体の専門職以上の職員数に占める日本人職員の割合の着実な増加を確保することを引き続き重視する観点から目標設定した。また、毎年2名程度の増加を重視することは変わらないことを考慮し、日本人職員数についても新たに目標設定した。</p>				

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要				関連する 測定指標 行政事業 レビュー 事業番号
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	
	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
①国際移住 機関(IOM) 分担金 (6年度) (関連：VI- 1)	本分担金は、IOM憲章の規定に基づき、IOM本部及び地域事務所などの運営経費のために使用されている。 本拠出により、アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。				1 2 4
	677 (677)	598 (598)	603 (603)	615	290
②国際移住 機関(IOM) 拠出金(任意 拠出金) (6年度) (関連：VI- 1)	本拠出金は、移民・難民等に対する人道支援という地球規模の諸問題の解決に向けた取組に使用され、脆弱な難民・国内避難民の保護支援、国境管理強化支援、難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等に充てられる。 本拠出により、アジアを始めとする世界各国での深刻な人道危機への取組等に貢献する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。				1 2 4
	4,115 (4,115)	3,350 (3,350)	3,021 (3,021)	0	348
③国際移住 機関(IOM)拠 出金(人身取 引被害者の 帰国支援事 業)(任意拠 出金) (17年度)	本拠出金は、内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、国内で保護された外国人人身取引被害者のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の社会復帰支援費用(職業訓練・就学支援・医療費等)として使用されるとともに、密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に対処するアジア太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」に対する支援の一環として、IOMが維持管理する同プロセスのウェブサイトの管理費用などに充てられる。 IOMを通じた我が国の貢献は、我が国で保護された外国人人身取引被害者の				3

(関連：Ⅱ－1)	出身国への安全な帰国及び帰国後の再被害を防ぐための経済的自立を実現するとともに、アジア・太平洋地域における人身取引に関する情報交換の促進やその防止等に寄与する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。					
		14 (14)	23 (23)	23 (23)	15	339
その他の分担金・拠出金						
エスカップ基金(ESCAP)拠出金(任意拠出金)(昭和52年度)(関連：Ⅵ－2)	<p>国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)は、国連経済社会理事会の地域委員会の一つであり、アジア太平洋地域各国における経済・社会・環境等に関する問題を解決するため、多様な会合やワークショップ等の開催や、他の国際機関等との連携による事業の実施等により、各国における開発や、政策決定者・実務者の能力向上等を行い、域内の格差是正・貧困削減に貢献するとともに、域内協力の推進に寄与している。エスカップ基金(JECF)を通じて拠出することで、我が国が重視する防災や障害者支援に関する事業について、我が国の意向を反映した形で実施することを目的とする。</p> <p>本拠出金によるJECFを通じた支援の対象は、ESCAPが行う域内の政策調整のための会議開催、各国の政策決定者・実務者に対する研修、訓練、技術指導の提供等の技術協力事業である。</p>					—
		100 (100)	3 (3)	3 (3)	3	285
国際復興開発銀行(IBRD)・国際開発協会(IDA)拠出金(ARTF)(19年度)(関連：Ⅵ－1)	<p>世銀が管理する本基金は、アフガニスタンの持続可能な開発に向けて、効果的・効率的な支援が一層重要になっている中、同国政府に対して財政支援等を行う枠組みの一つである。</p> <p>本基金への拠出を通じて、アフガニスタン政府の行政能力を強化するとともに、同国の地方・農村部における生計安定化及びガバナンス強化を図る。</p>					—
		1,468 (1,468)	255 (255)	250 (250)	0	286
アジア開発銀行(ADB)拠出金(AITF)(22年度)(関連：Ⅵ－1)	<p>本拠出金は、アジア開発銀行(ADB)が管理するアフガニスタンインフラ信託基金(AITF)への拠出金を通じて、交通・エネルギー等アフガニスタン国内のインフラを整備するもの。</p> <p>治安悪化による経済低迷が続くアフガニスタンにおいて、自立的な経済運営と持続可能な開発を進めていくためには、安定的な物資供給・生活を確保するインフラの整備を行い、パキスタンや中央アジア等周辺諸国との連結性を高め、地域経済に統合されていくことが不可欠であり、本拠出金は地域連結性の向上とともに、広域な地域における経済活性化に資する。</p>					—
		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	287
国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金(昭和62年度)(関連：Ⅵ－2)	<p>UNIDOの運営費、人件費、調査費その他の恒常的に要する費用等のための支出(通常予算)に対する分担金を負担。UNIDOは、(1)開発途上国における工業化政策、工業計画の立案、企画等についての助言及び勧告、(2)専門家派遣による開発途上国での直接技術指導、(3)開発途上国の工業化推進に必要とされる先進国資本及び関連技術の斡旋、(4)開発途上国の研究、技術開発等に対する機材供与、(5)工業技術、投資、財政、生産、経営計画立案に関する資料収集、分析及び情報交換の促進、(6)民間企業を含めた専門家会議、研究、討論会等の開催を実施。</p> <p>開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国際機関であるUNIDOに対する加盟国としての義務を果たし、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する。また、日・UNIDO間のパートナーシップを強化し、人間の安全保障、アフリカ支援、環境・気候変動等我国が重視する政策を協力して推進するとともに、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用や海外事業展開、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。</p>					—

	1, 713 (1, 713)	1, 394 (1, 394)	1, 324 (1, 324)	1, 147	288
アジア生産性機構(APO)分担金(昭和36年度)(関連:VI-1)	APOは、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和36(1961)年に設立された地域国際機関である。本分担金は、APOの事業費及び事務局運営費に充てられている。APOは分担金及び拠出金により年間約190件のプロジェクトを実施しており、主要なものとして、①加盟国・地域の民間企業関係者及び生産性本部(国内産業の生産性向上を目的として設置されている国内機関)関係者を対象とした研修、セミナー、調査、会議、②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性データブックの作成等が挙げられる。 我が国で開発された生産性向上の手法をAPOを通じ積極的に普及することにより、我が国は、加盟国・地域の生産性の向上を通じてアジア太平洋諸国の発展に寄与している。また、APOに対する我が国の貢献は、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進につながる事業の推進に資する。				—
	736 (736)	626 (626)	637 (619)	590	289
気候変動枠組条約拠出金(5年度)(関連:VI-2)	気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の加盟国として義務づけられている拠出金である。 UNFCCC事務局の運営経費を拠出することで、本条約締約国間の気候変動枠組条約交渉を円滑に進め、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築・実施することを目指す。				—
	266 (266)	218 (218)	233 (233)	288	291
生物多様性条約拠出金(義務的拠出金)(5年度)(関連:VI-2)	本拠出金は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の推進を目的とする生物多様性条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。各国の年間拠出額は、隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づき決定される。同条約事務局は、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国の支援、普及啓発、情報提供等を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、地球環境での生物多様性の保全に大きく寄与している。				—
	206 (206)	199 (199)	172 (172)	176	292
気候変動枠組条約(京都議定書)拠出金(17年度)(関連:VI-2)	気候変動問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約(UNFCCC)京都議定書の加盟国として義務づけられている拠出金である。 UNFCCC事務局の運営経費を拠出することで、京都議定書の円滑な履行に資する。				—
	143 (143)	118 (117)	125 (82)	68	293
国際熱帯木材機関(ITTO)分担金(昭和59年度)(関連:VI-2)	本分担金は、国際熱帯木材協定(ITTA)の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に本部が置かれている国際熱帯木材機関(ITTO)事務局の運営費に充てられる義務的分担金である。 本分担金を通じて我が国は、違法伐採対策や持続可能な森林経営の促進等、地球規模の課題解決に大きく寄与している。				—
	108 (99)	91 (91)	106 (106)	106	294
砂漠化対処条約拠出金(義務的拠出金)(7年度)(関連:VI-1)	本拠出金は、砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、締約国会議(COP)や補助機関会合の準備、条約に基づく報告書のとりまとめ、他の国際機関との協力、COPが決定する他の任務の遂行及び各種の規範作りを行っている。 本拠出金を通じて、我が国は、地球規模の環境問題である砂漠化進行に関し、我が国の方針を反映させつつ、国際協調に基づく効果的な対策の立案及び実施				—

2)	に大きく貢献している。				295
	111 (111)	100 (100)	89 (89)	94	
バーゼル条約 条約拠出金(義務的拠出金) (5年度) (関連: VI-2)	<p>本拠出金は、砂漠化対処条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、締約国会議(COP)や補助機関会合の準備、条約に基づく報告書のとりまとめ、他の国際機関との協力、COPが決定する他の任務の遂行及び各種の規範作りを行っている。</p> <p>本拠出金を通じて、我が国は、地球規模の環境問題である砂漠化進行に関し、我が国の方針を反映させつつ、国際協調に基づく効果的な対策の立案及び実施に大きく貢献している。</p>				—
	78 (78)	69 (69)	65 (65)	64	296
野生動植物 取引規制条約 信託基金拠出金(義務的拠出金) (昭和55年度) (関連: VI-2)	<p>本拠出金は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」に規定された事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うための義務的拠出金である。</p> <p>同事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国会議(COP)の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の法令整備、執行、研修の支援、③条約の実施に係る勧告の作成、④問題のある取引等についての通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥COPで採択された新たな決議や決定の発出、⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特定を支援するための情報提供等を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。</p>				—
	80 (78)	64 (64)	65 (65)	64	297
水鳥湿地保全 条約拠出金(義務的拠出金) (2年度) (関連: VI-2)	<p>本拠出金は、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する同植物の保全並びに湿地の適正な利用及び促進を目的とする、ラムサール条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。本拠出金は、同条約事務局により、①締約国会議(COP)の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の国際的に重要な湿地の登録・管理、国別報告書のとりまとめの支援、③湿地保全区に関する助言、広報、普及啓発等の業務を行うために用いられる。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、水鳥を含む多くの生物の生息地になるとともに気候変動や自然災害の緩和及び水資源の供給等多くの生態系サービスをもたらす湿地の保全を通じて、我が国が地球規模で生物多様性や生態系の維持に積極的に取り組んでいるとの国際的評価を獲得している。</p>				—
	67 (67)	53 (53)	53 (53)	53	298
オゾン層を 破壊する物質 に関する モントリオール 議定書 拠出金(義務的拠出金) (2年度) (関連: VI-2)	<p>本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産消費及び貿易を規制することを目的とする「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、①締約国会合(MOP)の開催、②公開作業部会の開催、③各国のオゾン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計及び公表、④その他MOPが決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、規制対象物質の特定、同物質の削減、非締約国からの規制物質の輸入禁止、開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための規制の実施に大きく寄与している。</p>				—
	55 (55)	61 (61)	60 (60)	56	299
国際自然保護 連合(IUCN) 拠出金(義務的拠出金)	<p>本拠出金は、国際的な野生動植物の保護、自然環境・天然資源の保全分野における専門家による調査研究の実施、各種勧告の採択、開発途上地域に対する支援等の実施を活動目的とするIUCN事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。同事務局は、4年に1度開催される世界自然保護会議(総会)にお</p>				—

出金) (7年度) (関連：VI-2)	いて、一般方針の決定、各種プログラムと予算の承認、IUCNの全ての事項に関する監督及び全般的な運営を行う理事会に関する事務等を行うことにより、環境分野における国際的な規範作りを担っている。 本拠出金を通じて、我が国は、国家会員としての総会等への参加・交渉等を通じて、自然・環境・天然資源の保全に貢献している。					
	62 (62)	55 (55)	56 (56)	56	300	
ストックホルム条約 (POPs条約) 拠出金(義務的拠出金) (18年度) (関連：VI-2)	本拠出金は、毒性が強く、残留及び生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT等の残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants:POPs)に対応することを目的とした「ストックホルム条約(POPs条約)」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議(COP)及び補助機関会合の準備並びに役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供、⑤本条約の定める事務局の任務及びCOPが決定する任務の遂行等の業務を実施している。 本拠出金を通じて、我が国は、我が国の実情を反映させつつ、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に寄与している。					
	51 (51)	46 (46)	42 (42)	41	301	
世界遺産基金分担金 (5年度) (関連：III-1)	世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金である。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により、世界遺産一覧表の作成、顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、世界遺産委員会(締約国の中から選挙で選出された21か国で構成)が決定する。 我が国は、世界遺産基金を通じ、人類共通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然遺産の保護に対し重要な役割を果たしている。					
	38 (38)	35 (35)	35 (35)	31	302	
無形文化遺産基金分担金 (18年度) (関連：III-1)	無形文化遺産保護条約の締約国に課される義務的分担金である。(注：同条約は、15年ユネスコ総会において採択、18年4月に発効した。我が国は、他国に先駆け国内の無形文化財保護に取り組んできており、条約交渉段階から議論を主導し、16年にいち早く締結した。) 本分担金などの各国の拠出から成る無形文化遺産基金により、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成、専門家の提供、必要な職員の養成、設備及びノウハウの供与等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、締約国会議が定める指針に基づいて、政府間委員会(締約国の中から選挙で選出された24か国で構成)が決定する。 我が国は、同基金を通じ、無形文化遺産の国際的な枠組みの下での保護に重要な役割を果たしている。					
	38 (38)	35 (35)	35 (35)	31	303	
生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金(義務的拠出金) (17年度) (関連：VI-2)	本拠出金は、生物多様性条約に基づき、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(遺伝子組換え生物等)の安全な移送、取扱い及び利用について十分な水準の保護を確保するための措置を規定する「カルタヘナ議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合の準備、議定書・締約国会合により課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。					

	本拠出金を通じて我が国は、遺伝子組換え生物等の国境を越えた安全な移送、取扱い及び利用の分野における十分な水準の保護の確保に大きく寄与している。				
	44 (44)	42 (42)	42 (21)	37	304
北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) 拠出金 (義務的拠出金) (8年度) (関連：VI-2)	本拠出金は、日本、中国、韓国及びロシアの4か国の陸域に囲まれた閉鎖性海域である日本海及び黄海における海洋及び沿岸の環境保護・管理及び更なる発展に向けた取組を推進することを目的とする「北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)」の活動を支援するための義務的拠出金である。NOWPAPの活動主体として指定された地域センターが、海洋環境データの共有、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ゴミ対策を実施している。 我が国は、事務局機能を果たす地域調整部を富山に置くNOWPAPにおいて、政府間会合等の下での、日本海及び黄海における海洋環境の保護の取組に大きく寄与している。				—
	33 (33)	30 (30)	31 (31)	30	305
ロッテルダム条約 (PIC条約) 拠出金 (義務的拠出金) (17年度) (関連：VI-2)	本拠出金は、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、その情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重し対応する手続を策定したロッテルダム条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議 (COP)、補助機関会合の準備及び役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④本条約の定める事務局の任務及びCOPが決定する任務の遂行、等の業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮しつつ、有害な化学物質の適正な管理に寄与している。				—
	34 (34)	32 (32)	35 (35)	34	306
オゾン層の保護のためのウィーン条約 拠出金 (義務的拠出金) (2年度) (関連：VI-2)	本拠出金は、地球を取り巻くオゾン層を保護することを目的とする「オゾン層保護のためのウィーン条約」事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同条約事務局は、①締約国会議 (COP) 及びビューロー会合等関連会合の開催、②オゾン研究管理者会議の開催、③オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、④ウェブサイトの運営、COPが決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、フロン等のオゾン層破壊物質から、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいるオゾン層の保護に貢献している。				—
	8 (8)	7 (7)	8 (8)	9	307
南極条約 (義務的拠出金) (16年度) (関連：VI-2)	本拠出金は、南極条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金であり、我が国を含めた南極条約協議国 (29か国) が負担している。南極事務局は、年1回、「南極条約協議国会議」及び「環境保護委員会」を開催し、南極に係る喫緊の問題を議論し、必要な規範作りを行っている。また、南極基地の査察の報告等も行い、各国の基地を通じた南極観測のあり方等を議論している。 本拠出金を通じて我が国は、協議国の資格を保持し、会議への参加・交渉等により、南極における我が国の利益を確保するとともに、南極観測の円滑化に貢献する。				—
	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	308
コロンボ計画分担金 (昭和31年度) (関連：VI-)	コロンボ計画は、昭和26 (1951) 年に設立されたASEAN (除カンボジア) 及びSAARC (南アジア地域協力連合) 諸国等の26か国が参加する国際開発機関である。本分担金は、南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営に用いられる。なお、分担金は全加盟国による一律同額負担である。 コロンボ計画を通じた我が国の貢献は、南南協力の積極的な推進に寄与する。				—

1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	309
国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 42 年度) (関連：VI-1)	<p>UNHCRは、パレスチナ難民を除く世界の難民・国内避難民等の保護及び支援を行う。具体的には、①難民に対する国際的保護の付与、②緊急物資の配布等による支援、③自発的帰還、現地統合及び第三国定住による恒久的解決を図るとともに④難民及び無国籍者保護のための条約の締結促進を行っている。</p> <p>UNHCRを通じた我が国の貢献は、難民登録等を通じ難民が保護を受けられるようにするとともに生活必需品やシェルター等の提供を通じて難民が尊厳をもって生活を送れるようにすることにより、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。</p>				—
	14,621 (14,621)	11,715 (11,715)	11,719 (11,719)	4,197	310
国際連合児童基金 (UNICEF) 拠出金 (昭和 27 年度) (関連：VI-2)	<p>UNICEFは子どものための活動（教育、保健、衛生、子どもの保護等）を専門とする唯一の国連の支援機関。世界の子どものために、保健、HIV/AIDS、水・衛生、栄養、教育、子どもの保護等の分野において、自然災害や武力紛争の際の緊急人道支援から中長期的な開発支援まで幅広く活動し、政策の提言、立案、実施等を支援する。UNICEFは、持続可能な開発目標 (SDGs) の多くの分野をカバーし、我が国の重要外交・開発課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。</p> <p>我が国は、UNICEFに対する拠出を通じ、全ての子どもの権利の実現を目的とした人道・開発分野における広範な支援活動に貢献する。</p>				—
	12,087 (12,087)	8,191 (8,191)	7,967 (7,967)	2,130	311
国際連合世界食糧計画 (WFP) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 38 年度) (関連：VI-1)	<p>本件拠出は、食料を通じた①自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援、②世界の食料安全保障の推進、及び③開発途上国の経済社会開発支援のために使用されている。</p> <p>本件拠出は、飢餓・貧困対策、母子の栄養強化、学校給食を通じた教育支援等の実現に寄与するとともに、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献するとともに持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に寄与する。</p>				—
	10,805 (10,805)	7,986 (7,986)	8,286 (8,286)	529	312
世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 (13 年度) (関連：VI-2)	<p>途上国におけるエイズ、結核、マラリアの三大感染症による感染、死亡の削減に持続可能で適切な貢献を行い、支援を必要とする国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し、また、保健システムを強化することで、SDGsの達成に寄与する。グローバルファンドは、我が国が二国間援助を提供しづらい紛争地域も含めた約120の国と地域に対して支援を行い、三大感染症対策における国際支援に占めるグローバルファンドの割合は、エイズ20%、結核65%、マラリア57%であり、開発途上国に対して大きな影響力を有する。</p> <p>グローバルファンドを通じた我が国の貢献は、こうした三大感染症対策及び保健システムの強化のための活動を通じ、SDGsの達成、及び国際保健分野における我が国のプレゼンスの向上に寄与しており有意義。</p>				—
	32,500 (32,500)	34,675 (34,675)	39,000 (39,000)	906	313
国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (コア・ファンド) (昭和 41 年度) (関連：VI-2)	<p>UNDPは、国連内で開発に携わる計32機関からなる国連持続可能な開発グループの副議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有している。UNDPは、持続可能な開発目標の実施、人間の安全保障の推進、防災・女性等、我が国が重視する地球規模課題の解決に向けて大きな役割を担っていることから、我が国はUNDPへの拠出を通じて、開発課題に対するコミットメントを国内外に示すと共に、UNDPに対する発言力・影響力を確保することを目的とする。</p> <p>UNDPは、「貧困の撲滅、不平等と排除の大幅是正」を目標として、持続可能な開発プロセス、包摂的で効果的な民主的ガバナンス、強靱な社会の構築を重点分野とし、途上国のニーズに即した支援を170の国・地域で実施している。</p>				—

	UNDPコア・ファンドはUNDPの通常財源であり、特に後発開発途上国における貧困撲滅や持続可能な開発目標実施等のための開発活動経費、及び本部・地域事務所・国事務所の運営費や人件費等に充当される。				
	7,019 (7,019)	7,032 (7,032)	7,160 (7,160)	7,102	314
赤十字国際委員会(ICRC)拠出金(任意拠出金)(昭和35年度)(関連:VI-1)	我が国や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、時に「唯一の援助機関」として活動している赤十字国際委員会(ICRC)に対する本拠出は、紛争犠牲者の保護を中心として、医療支援、食料・生活物資等の支給、飲料水供給、衛生活動等の緊急人道支援のために使用されている。 ICRCを通じた我が国の支援により、世界の平和と安定に資するのみならず、紛争の影響を受けた人々への支援を通じ、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に寄与する。				—
	4,237 (4,237)	2,391 (2,391)	2,401 (2,401)	187	315
国際連合人口基金(UNFPA)拠出金(昭和46年度)(関連:VI-2)	本拠出金は、UNFPAの活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム実施経費に充てられるUNFPAコア・ファンド並びに多数国間または地域的規模で活動する人口開発分野のNGO等の活動を支援する「インターカントリーなNGO支援信託基金」に用いられる。 人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標(SDGs)の達成にとって重要であり、この分野の主導的国連機関であるUNFPAを通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症やHIV/エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs達成に資する。				—
	3,775 (3,775)	3,591 (3,590)	3,259 (3,259)	1,976	316
国際連合地雷対策支援信託基金(UNMAS)拠出金(任意拠出金)(8年度)(関連:VI-1)	UNMASへの拠出金は以下の支援に用いられる。 1 地雷等埋没状況調査 2 地雷回避教育支援 3 地雷除去支援 4 武器の安全管理 5 地雷被害者の社会復帰支援 6 地雷の脅威なき世界への啓発 UNMASを通じた我が国の貢献は、地雷の除去等、紛争からの復興に欠かせない支援であり、地球規模課題の解決のための我が国のリーダーシップの発揮につながるもの。				—
	1,424 (1,424)	1,033 (1,033)	939 (939)	9	317
国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)拠出金(任意拠出金)(昭和28年度)(関連:VI-1)	本拠出金は、ガザ地区、ヨルダン川西岸、ヨルダン、レバノン及びシリアに居住するパレスチナ難民に対する救済事業のために使用されている。 本件拠出は、教育、医療・保健、救済(住宅改善支援など)等を通じてパレスチナ難民の人道状況の改善に寄与するとともに、我が国が重点外交政策として推進している「人間の安全保障」の実現、中東地域の安定、中東諸国との良好な外交関係の維持に寄与する。				—
	3,595 (3,595)	2,776 (2,776)	2,764 (2,764)	199	318
国際農業研究協議グループ(CGIAR)拠出金(任意拠出金)(昭和46年度)	CGIARは国際的な農林水産業研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食料増産、生産性改善を図ることにより、途上国の住民の福祉向上を図ることを目的として設立。 CGIAR傘下の各研究センターは、開発途上国の経済発展・福祉向上のための国際農業(林業、水産業を含む)研究を実施しており、本事業は、研究センターに対し、我が国の政策関心事項に沿ったイヤーマーク拠出を実施。具体的には、一国では対応が困難な気候変動や生物多様性等の横断的政策課題を重視しつ				—

(関連：VI-2)	つ、農作物の遺伝資源の保存・評価、適正な品種の開発・提供、病虫害対策、水資源等の天然資源の管理・保全、食料・農業政策形成のためのデータ分析提供、開発途上国の農業研修等を実施。その際、JICAや我が国民間セクターとの連携や、我が国研究者の参画を重視。 我が国は、設立以来、アジア先進国代表の理事国として、CGIARの組織運営にも主導的に関与しており、我が国重点事項の組織全体の方針への反映を図りつつ、各組織運営に必要な活動のための拠出を実施。CGIAR傘下の研究センターには、日本人の若手・女性研究者の派遣を推進。 CGIARを通じ、我が国が重視する政策内容を反映しつつ、各国の農業研究機関、民間セクター、NGO等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農業（林業、水産業を含む）研究を促進することに寄与している。（Science誌の試算方法によると、我が国の研究者が貢献した「緑の革命」（コメ、小麦の品種開発）の経済効果は、2000年時点で約5,000億円とされるように、農業研究を通じた技術革新には、大きな経済的潜在価値がある。）					
	196 (196)	214 (214)	203 (203)	119	319	
国際家族計画連盟（IPPF）拠出金（昭和44年度）（関連：VI-2）	本拠出金は、世界約170か国において約140の加盟協会を有し、人口、リプロダクティブ・ヘルス分野でコミュニティに根ざす活動を行うIPPFの活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム事業費に充てられるIPPFコア・ファンド及びコミュニティ・レベルで、特に脆弱層に対して包括的・統合的なHIV及び性と生殖に関する健康サービスや母子保健支援を行う「HIV/リプロダクティブ・ヘルス日本信託基金」に用いられている。 人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標（SDGs）の達成にとって重要であり、IPPFを通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画を含む性と生殖に関する健康サービスの提供、性感染症やHIV/エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs達成に資する。					
	1,067 (1,067)	963 (963)	768 (768)	679	320	
人間の安全保障基金拠出金（12年度）（関連：VI-2）	人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目的とする「人間の安全保障」は我が国外交の重要な柱であり、国家安全保障戦略や開発協力大綱において明記されている。人間の安全保障基金は、具体的な事業を通じて国際社会における人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を目標とする。国際社会において唯一「人間の安全保障」の名を冠した基金である。 人間の安全保障基金は、人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を支援するため我が国が主導して11年に国連に設置したマルチドナー信託基金。理念の実践部分については、人間の安全保障がとるアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関を始めとする複数の国際機関が連携して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。プロジェクトは主として、人間一人ひとりの保護（プロテクション）と能力強化（エンパワーメント）という相互補強的な2本柱に基づく枠組みによって推進される。理念の普及については、同基金を活用した広報資料の作成と発信、セミナー等の開催を支援する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。 同基金への拠出を通じ、「人間の安全保障」の知名度を高めることは、同概念を重視する日本のイメージと直結し、国連及び国際開発分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、グローバル化が進み、世界の国々の相互影響と依存の度合が急速に高まる中、本拠出金を通じて紛争やテロ、貧困、感染症、環境汚染や気候変動といった様々な脅威に統合的に対応することは、日本を取り巻く国際環境を安定的なものとし、日本自身の平和と繁栄の維持に資する。					
	852 (852)	781 (781)	988 (988)	767	321	

Gavi ワクチンアライアンス 拠出金 (23 年度) (関連：VI-2)	Gavi ワクチンアライアンスは、12(2000)年に設立され、開発途上国を対象に、以下を目標とし、活動を行っている。 1 平等なワクチンの導入・普及と接種率の上昇の加速化 2 保健システム強化にあたり、その一部としての予防接種の効率性と有効性の向上 3 各国の予防接種プログラムの持続可能性の改善 4 ワクチン及び他の予防接種関連品の市場形成 Gavi ワクチンアライアンスを通じた我が国の貢献は、予防接種率の向上を通じ、子どもたちの命と人々の健康を守ること、ひいては持続可能な開発目標達成に寄与する。	—		
	2,300 (2,300)	2,090 (2,090)	2,131 (2,131)	17.7
国際連合人間居住財団 (UN-HABITAT) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 59 年度) (関連：VI-2)	UN-HABITATは、人口増大と共に深刻化している途上国の都市化及び居住問題（スラム対策等）等の解決に取り組むことを目的とした国連機関であり、本拠出は、UN-HABITAT、特にそのアジア太平洋地域本部（福岡本部）の活動を支えるためのものである。また、本活動は、九州北部を中心に居住環境に資する技術やノウハウを有する我が国の民間企業（特に中小企業）等と連携を図っている。 プロジェクトの実施支援を通じ、持続可能な都市化、スラム改善、防災・復興等、人間居住に係る課題の改善に貢献する。	—		
	1,418 (1,418)	1,110 (1,110)	1,601 (1,601)	9
国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 53 年度) (関連：VI-1)	OCHAは、世界各地において大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種緊急人道支援機関が活動の偏りを避けつつ、各機関の専門知識等を効果的に活用できるように支援活動の総合調整と支援戦略の取りまとめを行っている。また、統一アピールの作成、自然災害及び紛争が発生した際、関連情報を24時間インターネット上で迅速に配信するリリースウェブの運営、国際人道問題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等、人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視しており、国際機関やNGOなど様々な主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、OCHAによるニーズの把握及び調整機能は重要な役割を果たしている。29（2017）年には38の統一アピールを発表し、世界中で約5,000万人が裨益した。本拠出金は、OCHAの活動を支援するものである。 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行うOCHAの活動を支援することにより、効果的・効率的な人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。	—		
	731 (731)	632 (632)	621 (621)	129
初等教育関係 (GPE) 拠出金 (19 年度) (関連：VI-2)	教育は他者や異文化への理解を育み、平和を支える礎となるもので、我が国の重要外交課題である人間の安全保障を推進するために不可欠な分野。教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE) (旧称FTI) は世銀主導で設立された教育分野での唯一の国際的な支援枠組みであり、持続可能な開発目標 (SDGs) の教育分野の目標 (ゴール4) を全ての国が達成できるように、支援対象国 (低所得国を中心とした68か国) が策定する教育セクター計画に基づき、GPE基金 (ドナーからの拠出金) から資金援助を行うとともに、各種能力構築支援を実施。 我が国はGPEへの拠出を通じ、低所得国や紛争国等における主として初等教育の普及改善・学習環境の改善に貢献し、人間の安全保障の推進に貢献する。	—		
	232 (232)	115 (115)	361 (361)	91
中央緊急対応基金 (CERF) 拠出金 (任意拠出金) (20 年度)	中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機 (いわゆる「忘れられた危機」) への対応を可能にすることを主な目的としている。CERFは、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与している。具体的には、	—		

(関連：VI-1)	<p>活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、同事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能となる。</p> <p>同基金への拠出を通じて、我が国の人道支援に対する積極的な姿勢を内外に示すとともに、最も脆弱な人々を支援する。</p>					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 367 568 443">154 (154)</td> <td data-bbox="568 367 810 443">154 (154)</td> <td data-bbox="810 367 1053 443">152 (152)</td> <td data-bbox="1053 367 1353 443">75</td> </tr> </table>	154 (154)	154 (154)	152 (152)	75	326
154 (154)	154 (154)	152 (152)	75			
<p>国際連合大学拠出金 (昭和 49 年度) (関連：III-1)</p>	<p>本拠出金は、国連大学の運営と事業実施のためのものである。国連大学は国連決議に基づいて設立され、本部を日本に置く国連機関である。世界各地に所在する学術研究機関によるネットワークを構築し、その活用により、地球規模の諸問題等の解決のための諸研究を行う。また、調査・研究の成果を国連に提言することで国連のシンクタンクとしての役割を果たし、研究分野についての大学院教育や途上国の人材育成も実施。対象とする研究分野は人間の安全保障、平和、ガバナンス、社会経済的開発、環境(特に、資源保護の管理、気候変動、エネルギー)など、政策決定における活用を念頭に置いたものである。</p> <p>こうした国連大学に対する我が国の支援は、国連大学の学術研究、教育、出版、国際会議・シンポジウムの開催等の普及活動の実施に寄与し、国連大学の地球規模での主要な活動を可能にする本部機能の基盤を下支えしている。</p>	—				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 842 568 916">166 (166)</td> <td data-bbox="568 842 810 916">173 (173)</td> <td data-bbox="810 842 1053 916">173 (173)</td> <td data-bbox="1053 842 1353 916">156</td> </tr> </table>	166 (166)	173 (173)	173 (173)	156	327
166 (166)	173 (173)	173 (173)	156			
<p>国際連合地域開発センター(UNCRD)拠出金 (昭和 46 年度) (関連：VI-2)</p>	<p>地域開発に関する総合的機能を持った機関として、開発途上国における地域開発の能力向上を実施。特に我が国も重視する環境に配慮した地域開発の観点から、環境省と連携して環境的に持続可能な交通 (EST)、3 R (リデュース・リユース・リサイクル)、地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ(IPLA)について、アジア太平洋地域における政策の合意形成を図ることを目的とした事業を実施。</p> <p>具体的には以下の事業を実施するUNCRDの維持・運営を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開発途上国の行政官等を対象とした、地域開発の能力向上のための研修 2 研修用の教材開発を兼ねた調査研究 3 政策フォーラムの開催 4 政府機関、NGO、大学等の要請に基づく各種助言 5 関連する情報交流のネットワークの確立 	—				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 1352 568 1426">100 (100)</td> <td data-bbox="568 1352 810 1426">90 (90)</td> <td data-bbox="810 1352 1053 1426">85 (85)</td> <td data-bbox="1053 1352 1353 1426">77</td> </tr> </table>	100 (100)	90 (90)	85 (85)	77	328
100 (100)	90 (90)	85 (85)	77			
<p>国際熱帯木材機関(ITTO)拠出金(任意拠出金) (昭和 62 年度) (関連：VI-2)</p>	<p>本拠出金は、熱帯木材生産国における持続可能な森林経営等を支援するためのプロジェクト実施に係る任意拠出金である。</p> <p>熱帯木材生産国における各種プロジェクトの実施を通じ、我が国が重視している森林保全分野における地球規模の環境課題の解決に大きく寄与している。</p>	—				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 1682 568 1756">118 (0)</td> <td data-bbox="568 1682 810 1756">0 (0)</td> <td data-bbox="810 1682 1053 1756">0 (0)</td> <td data-bbox="1053 1682 1353 1756">15</td> </tr> </table>	118 (0)	0 (0)	0 (0)	15	329
118 (0)	0 (0)	0 (0)	15			
<p>国際連合環境計画(UNEP)拠出金(任意拠出金) (昭和 48 年度) (関連：VI-2)</p>	<p>UNEPは、地球規模の環境問題に対処する国連における唯一の機関であり、環境分野での国際協力を促進するための政策提言、国連システム内の政策調整を実現するための一般的政策指針の提示、国連システム内の政策実施報告の査収、科学・学術等専門機関に対する知見と情報の提供の促進、途上国等における国内・国際的環境政策が及ぼす影響のレビューといった活動を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、二年ごとの国連環境総会に代表される各種会合で採択された決議に基づき、多数国間環境条約や各種ガイドラインの策定促進、地球環境のモニタリング、途上国の能力構築・技術移転に関する支援等に寄与している。</p>	—				

	118 (118)	106 (106)	219 (219)	48	330
国際連合ボランティア計画 (UNV) 拠出金 (平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業) (任意拠出金) (21年度) (関連: II-1)	我が国は、平和構築・開発分野の人材育成事業を実施しており、同事業の海外実務研修として、平和構築・開発の現場で活動する国際機関等へのボランティア派遣の実績があり、効果的な海外実務研修の実施が可能となる国連ボランティア計画 (UNV) の枠組みを活用している。本拠出金は、同事業の研修に参加する日本人研修員の国際機関等への派遣に用いられる。 上記取組は、平和構築・開発の現場で活躍出来る文民専門家の育成及び平和構築・開発の現場で活躍する日本人のプレゼンスの強化に寄与する。				—
	82 (82)	82 (82)	82 (82)	58	331
国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (日本・パレスチナ開発基金) (昭和 53 年度) (関連: I-5)	本件基金では、UNDPエルサレム事務所を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、イスラエルとパレスチナの二国家解決を念頭に置いた、パレスチナの民政安定と、パレスチナの国造り、人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、パレスチナの行政能力向上、経済開発、改革支援、双方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施する。案件実施の際には、プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約は現地パレスチナ人企業や労働者を積極的に活用しており、パレスチナ人の能力強化、パレスチナ経済にも裨益する援助形態を取っている。 「日本・パレスチナ開発基金」を通じた我が国の貢献は、中東和平実現の唯一の方途である、イスラエルと共存共栄するパレスチナ独立国家樹立に向けての「国造り」、「人づくり」に寄与するとともに、パレスチナの和平プロセスへの支持と取組を維持・強化し、和平実現への適切な環境を醸成する。				—
	68 (68)	68 (68)	68 (68)	60	332
国連環境計画 (UNEP) 国際環境技術センター拠出金 (任意拠出金) (3年度) (関連: VI-2)	国際環境技術センター (IETC) は、UNEP管理理事会決定に従い、途上国等に対して環境上適正な技術を移転するための事業を実施している。具体的には、国連環境総会の決議に基づきワークショップの開催、調査報告書の作成、廃棄物関連組織のグローバルネットワーク化等の活動を行っている。 本拠出金を通じて我が国は、大阪に事務所を置く IETC が実施する廃棄物管理等の分野における途上国等への環境上適正な技術の移転に大きく寄与している。				—
	57 (57)	28 (28)	27 (27)	21	333
国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (TICAD プロセス推進支援) (任意拠出金) (8年度) (関連: I-6)	本拠出金は、UNDPによるアフリカの抱える諸課題の解決に資する事業や、アフリカ開発会議 (TICAD) 関連会合の運営に活用され、日本の対アフリカ外交の中核をなす TICAD プロセスを着実に推進することを目的とする。特に、日本政府単独では実施が困難な事業の実施や、TICAD共催者間の各種調整の円滑化や関係強化を目指している。 本拠出金を通じて UNDP のノウハウやネットワークを活用し、TICAD における主要アジェンダに取り組むことで、アフリカの抱える諸課題の解決に大きく寄与している。				—
	194 (194)	108 (108)	108 (108)	95	334
国連防災機関 (UNDRR) 拠出金 (16年度) (関連: VI-2)	UNDRR は、防災に特化した唯一の国際機関であり、国際防災協力を推進している。具体的には、第 2 回国連防災世界会議で採択された国際的な防災指針である「兵庫行動枠組 2005-2015」のフォローアップの中心的役割を担ってきた。兵庫行動枠組 (HFA) は各国がその実施を要請されており、UNDRR はその実施を支援するとともに、進捗のモニタリング及び報告を行っている。また、その後継枠組にあたる「仙台防災枠組 2015-2030」は、27年 3 月に仙台市で開催された第 3 回国連防災世界会議において、コンセンサスで採択された。我が国は、防災大				—

	<p>国としての経験・知見をいかし、国際防災協力を積極的に進めつつ、同事務局の活動を支援している。</p> <p>UNDRRを通じて、以下の活動を実施することにより、主に途上国における災害による被害の軽減に寄与する。</p> <p>1 第3回国連防災世界会議（於：仙台）で採択された国際的な防災指針である「仙台防災枠組2015-2030」の推進及びそのフォローアップ</p> <p>2 各国政府、国際機関、地方自治体、防災センター、有識者等の協調・連携強化</p> <p>3 防災に係わる知識・情報の共有（「世界津波の日」の世界各地における普及啓発活動を含む）</p>					
		252 (252)	476 (476)	485 (485)	485	335
アジア生産性機構(APO) 拠出金 (昭和36年度) (関連：VI-1)	<p>APOは、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和36(1961)年に設立された地域国際機関である。本拠出金は、アジア諸国の中で特に生産性に課題が多い国において、APOによる生産性向上に向けたアクション・プランの作成等を支援する活動経費に充てられる。</p> <p>本拠出を通じ、加盟国が生産性向上を図る上で求められる組織・制度強化に貢献するとともに、我が国が優位性を持つ技術・製品の加盟国等への紹介・導入を促進し、加盟国・地域の生産性向上を通じた発展に寄与する。また、関係の産業人材が育成されることにより、日本企業の海外進出基盤整備にも資する。</p>					—
		29 (29)	24 (24)	20 (20)	13	336
国際連合ボランティア計画拠出金 (日本UNV協力事業) (6年度) (関連：VI-2)	<p>国際的なボランティアの動員及びボランティア活動の推進を通じて途上国の平和と開発への貢献を目的として設立されたUNVの活動を支援するとともに、日本人に国連ボランティアとして途上国の国連諸機関の事務所等で勤務する機会を提供し、我が国の顔の見える支援を行うことを目的とする。</p> <p>途上国において、その国の政府または国際機関等が実施する各種の人道・開発支援活動に対し、日本人の国連ボランティアを派遣（ボランティア派遣のための経費は現地生活費、住居費、渡航費等のみ）。</p>					—
		25 (25)	20 (20)	19 (19)	12	337
ハイレベル政治フォーラム拠出金 (旧・持続可能な開発委員会拠出金) (任意拠出金) (13年度) (関連：VI-2)	<p>多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するためには、全ての締約国の参加による締約国会議や関連会合の開催が不可欠である。本拠出金を通じて我が国は、各条約事務局及び国際機関等からの要請等も考慮の上、開発途上国代表の会合参加、条約の遵守及び実施の促進のための会合の開催、条約事務局や国際機関による能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施等に資する支援を行う。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、多数国間環境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与している。</p>					—
		17 (17)	14 (14)	14 (13)	8	338
経済協力開発機構(OECD)開発関連拠出金 (7年度) (関連：VI-1)	<p>本拠出金は、持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、貧困撲滅、途上国の人々の生活水準の改善を含む、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に貢献するための、開発協力・政策促進を目的とした、援助統計、相互レビュー、援助の質の向上等に関するDAC（開発援助委員会）の活動に充てられる。</p> <p>本拠出金を通じてDACの活動に参画することで、日本の重要政策を国際的な援助潮流に反映させる。</p>					—
		12 (12)	12 (12)	12 (12)	12	340
国際開発教育・研究機関拠出金 (任意拠出金)	<p>本拠出金は、リモートセンシング・地理情報(RS-GIS)を専攻する学生(博士・修士)に対して奨学金を付与するものである。東南アジア地域において、知名度が高く、高い教育レベルを有し、日本との豊富な連携実績のあるアジア工科大学(AIT)を支援することにより、同地域の国々の工学系人材の育成を支援する。</p>					—

(昭和 45 年 度) (関連：VI- 1)	特に、近年重要性を増しているリモートセンシングを活用した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では、東京大学やJAXAとの連携も進めておりアジア地域でトップレベルの学科(修士・博士課程)と研究センターを擁することから、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地域の工学系人材の育成に寄与するとともに、我が国がASEANとともに進めている「日・ASEAN防災協力強化パッケージ」に資する。					
	12 (12)	12 (12)		12 (12)	9	341
国際連合開 発 計 画 (UNDP) 拠 出 金(パートナ ーシップ基 金) (15 年 度) (関連：VI- 2)	国連持続可能な開発グループ(開発関連機関32機関で構成)の副議長を務め、開発分野の中核的機関であるUNDPの高い専門的知見、経験、グローバルなネットワークを活用し、各国・地域において我が国の二国間援助を補完し、また、相乗効果を生み出す事業を実施する。特に、UNDPの日本人職員が形成・管理する事業を中心に実施することで、国際機関における我が国のビジビリティを向上させ、日本人職員の増強に貢献し、もって日本とUNDPとのパートナーシップを強化する。我が国とUNDPとの共通の重点分野である、持続可能な開発目標(SDGs)の達成、人間の安全保障、防災、女性のエンパワーメント、ガバナンス、危機対応・復興等の案件を効果的かつ効率的に実施する。特に、UNDPの日本人職員が形成・管理する事業を主に実施する。 UNDPによる途上国薬事行政担当省等の能力強化等を通じ、医薬品がスムーズに供給され、活用されうる体制構築に貢献することで、GHITによる治療薬等の研究開発の推進との連動の下、途上国に蔓延する顧みられない熱帯病等の対策に貢献する。	—				
	6,740 (6,740)	7,800 (7,800)		7,977 (7,977)	215	342
世界蔬菜セ ン タ ー (WorldVeg) 拠 出 金 (昭和 46 年 度) (関連：VI- 2)	世界蔬菜センター(アジア蔬菜研究開発センターより20(2008)年に改称。略称はWorldVegを維持)は、開発途上国の貧困削減のため、蔬菜(野菜)類の生産技術の維持・改良及び、効率的な市場流通機構等の調査・研究、並びに有用遺伝資源の配布事業を行う国際機関である。WorldVegによる以下の活動及びこれを支えるWorldVegの運営経費を支援する。 (1) 研究活動(品種の育種・改良、土壌分析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研究、収穫物の加工法及び流通面の研究)、(2) 現場出張サービスプログラムの実施、(3) 遺伝資源の保存、(4) 種子の配布、(5) 開発途上国の国別研究強化のための支援、国際シンポジウム、セミナー及びワークショップの開催、(6) 訓練コースによる研修生教育、(7) 情報提供サービス等。 本事業は、WorldVegの事業を支援することにより、環境に配慮しつつ、開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加を図り、途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献する。また、事業実施においては、我が国民間セクターが参画し、WorldVegが保有する遺伝資源等を活用した研究を行っており、我が国民間セクターの海外事業展開にも貢献する。	—				
	1 (1)	1 (1)		1 (1)	1	343
国際連合訓 練 調 査 研 究 所 (UNITAR) 拠 出 金(任意 拠 出 金) (昭和 40 年 度) (関連：VI- 2)	UNITARは訓練や研修に特化した唯一の国連専門機関であり、国連・専門機関職員や開発途上国の行政官等への訓練・研修を通じて、開発途上国の地球規模の諸課題の解決に貢献することを目的とする(UNITARはジュネーブ本部のほか、ニューヨークと広島に事務所を設置)。 UNITARはSDGsの推進を最大の目標に掲げ、SDGsの4つの柱(①People, ②Prosperity, ③Planet及び④Peace)に沿って、様々な地球規模課題の政策決定に係る企画・立案能力の向上や組織管理のノウハウ等に関する訓練、研修事業等を実施し、途上国等の行政官等の能力向上、人材育成に貢献。毎年約600の研修、ワークショップ、eラーニングコースを実施している。特に、広島事務所では、これらの重点分野を踏まえ、広島の特性・資源をいかした、平和構築、軍縮不拡散、防災等我が国の外交イニシアティブと合致する事業を実施している。 UNITARのアジア大洋州やアフリカでの活動拠点である広島事務所に対して、広島県等の地方自治体等とともに、その活動の適切な実施を支援することで、	—				

	防災、核軍縮等我が国の外交政策上の優先事項の推進や広島地方創生に貢献している。				
	158 (158)	167 (167)	180 (180)	41	344
アフリカ地域機関拠出金(任意拠出金) (8年度) (関連：I-6)	近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛争解決分野においては、アフリカ自身の取組(調停、ミッションの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等)の重要性が増している。また、アフリカ連合(AU)は、14(2002)年にアフリカ統一機構(OAU)から発展改組される形で設立されて以降、平和・安全保障分野を中心に活動し、近年では社会・経済開発に関連する幅広い分野においてアフリカの発展に貢献してきている。これまで、本拠出金をAUに対し拠出し、北部ブルキナファソにおけるレベル2病院の展開、アフリカ疾病対策予防センター(CDC)の設立及び活動、社会・経済及び政治部における女性のエンパワーメント、西アフリカにおけるエボラ出血熱流行に係るAU支援(ASEOWA)ミッション、アフリカ主導中央アフリカ国際支援ミッション支援等に活用してきた。 こうしたAUを通じた我が国の貢献は、アフリカ諸国及びAUとの関係強化に資する。				—
	30 (30)	110 (110)	302 (302)	0	345
国際連合教育科学文化機関(UNESCO)分担金 (昭和37年度) (関連：III-1)	本分担金は加盟国の義務的分担金であり、ユネスコの通常予算を支弁するもの。加盟国からの分担金により、ユネスコの組織運営(地域事務所を含む事務局運営、執行委員会及び総会の開催)、及び、ユネスコが取り組む教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーションの5分野における国際的な知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等に関する各種事業、法規設定等を実施している。 我が国は、ユネスコの所掌分野である教育、科学、文化、コミュニケーションへの貢献を通じて国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与することを目的とする。我が国としては、文化の分野における国際規範の整備等の国際貢献を通じ、各国の人々による経済社会開発を支えることにより、親日感の醸成との目標を掲げており、本件は、この目標に資するものである。 具体的には、世界遺産や無形文化遺産の保護、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進する国際的な枠組みの策定や高等教育分野の国際化、スポーツやジェンダーへの取組、「世界の記憶」事業の制度改善等に寄与する。				—
	3,775 (3,736)	3,417 (3,417)	3,476 (3,476)	3,095	346
オゾン層保護基金拠出金(義務的拠出金) (3年度) (関連：VI-2)	本拠出金は、地球規模の課題であるオゾン層保護対策の推進に向け、オゾン層保護基金を通じて開発途上国におけるオゾン層破壊物質(ODS)の生産・消費削減プロジェクトを策定・実施するための義務的拠出金である。我が国は同基金に対する拠出金の拠出、締約国会合・執行委員会への積極的な参画等により、オゾン層保護の効果的かつ効率的な推進を確保する。 本件拠出を通じて我が国は、オゾン層保護対策の余地が多く残されている開発途上国への支援によるオゾン層保護の効果的かつ効率的な推進、また先進締約国が持つODS削減技術のうち適用可能なものを開発途上国に普及させることによる、より効果的かつ効率的なODS対策の実現に大きく寄与している。				—
	2,627 (2,627)	2,761 (2,761)	2,596 (2,596)	2,622	347
国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)拠出金(任意拠出金) (昭和63年度)	国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)は、自然災害・緊急災害時の被災者及び難民等に対する救援活動、災害時の各国赤十字・赤新月社間の調整や国際救援活動の指揮等を行う。また、IFRCは現地の赤十字・赤新月社の協力を得て活動するため、政治的または治安上の理由によりアクセス困難な地域でも草の根に密着した迅速な対応を行っている。 IFRCを通じた我が国の支援により、平和と安定の促進を図り、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献する。				—

(関連：VI-1)	567 (567)	0 (0)	0 (0)	0	349
国際連合プロジェクト・サービス機関 (UNOPS) 拠出金 (任意拠出金) (22年度)	<p>アフリカ地域や中東地域等において、国内や周辺国で発生した紛争やテロ活動の影響を受け発生した難民や国内避難民支援、治安の安定化支援等、緊急人道・復興支援を主に実施する。紛争地域等で事業実績を有するUNOPSを活用し、同地域における我が国の二国間援助を補完し、更なる効果を発現する事業を実施する。</p> <p>UNOPSは、人道、平和構築、開発支援の分野において、インフラ整備や調達等のサービスを通じ、安全確保や治安維持等の社会安定化に貢献する。</p>				
(関連：VI-2)	2,439 (2,439)	1,804 (1,804)	1,994 (1,994)	0	350
国際連合工業開発機関 (UNIDO) 拠出金 (昭和62年度)	<p>本拠出金は、開発途上国における工業開発の促進を任務とする国連工業開発機関 (UNIDO) の事業に活用される。紛争地域における社会安定化支援として、リベリアで脆弱な人々及びコミュニティの生活を改善することによる社会安定化の促進を目的として、多国籍企業と緊密に連携しつつ技術及び職業訓練を提供する。南スーダン、ガボンでは、食の質及び安全の向上のための研修や評価の実施、バリューチェーンの構築等を実施することにより、両国で喫緊の課題となっている食料安全保障の強化を行う。また、食料や雇用の不足等の問題が深刻であるレバノン、イラク、シリアにおいて、中小・零細企業への支援や職業訓練所の復興・再建や就職支援を通じて、国内避難民の帰還の支援や社会の安定化と経済的強靱性強化を促進する。さらに、イラン、パレスチナにおいて、選定された産業セクターの競争力向上やバリューチェーンの開発等を行うことで、雇用機会の創出・改善や市場拡大に貢献し、社会安定化を促進する。</p> <p>これら事業を通じて、サブサハラ・アフリカ及び中東・北アフリカにおける人道・テロ対策・社会安定化に貢献するとともに、開発途上国の工業生産能力を向上させることに貢献する。また、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用を通じて我が国民間セクターの海外事業展開にも寄与する。</p>				
(関連：VI-2)	663 (663)	575 (575)	654 (654)	0	351
世界保健機関 (WHO) 拠出金 (任意拠出金) (28年度)	<p>WHOは、昭和21 (1946) 年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章 (1948年4月7日発効) によって設立され、「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」(章第1条)を目的に掲げている。</p> <p>主要事業は、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 医学情報の総合調整 (2) 国際保健事業の指導的かつ調整機関としての活動 (3) 保健事業の強化についての世界各国への技術協力 (4) 感染症及びその他の疾病の撲滅事業の促進 (5) 保健分野における研究の促進・指導 (6) 生物学的製剤及び類似の医薬品、食品に関する国際的基準の発展・向上となっており、我が国はWHOの活動に対し、財政面・人材面から積極的に協力を行っているほか、我が国が実施する技術協力等の現場において、WHOとの協調・連携を図っている。28年のG7伊勢志摩サミットで我が国が議長国としてリードした国際保健の更なる発展のために、本拠出金による協力は必要不可欠。 				
(関連：VI-2)	1,644 (1,644)	1,240 (1,240)	1,378 (1,378)	0	352
国際機関評価ネットワーク (MOPAN) 拠出金 (26年度)	<p>国際機関に対する主要な拠出国であるMOPAN参加国 (令和元年7月現在18か国) が、MOPANを通じて、合同で国際機関の運営・管理の効率性についてアセスメントを実施している。その結果を、組織の効率性を示す5分野12指標を基に評点化し、数年ごとに同じ機関に対するアセスメントを繰り返すことによって、改善の経過を追う。26年まで、年間4～6機関を対象としていたが、27年から、2年間で12～14機関を対象とする体制に移行 (主に1年目文献調査、2年目裨益側及び国際機関本部へのインタビュー等)。ただし、31 (令和元) 年からは再度年間7～10機関を対象にアセスメントを実施する体制に再移行。</p> <p>MOPANアセスメントは、一連の活動を通じ、国際機関の組織・運営の効率化を図り、MOPAN参加国、国際機関、被援助国間の対話を促進することを意図してい</p>				
(関連：VI-2)					

	る。MOPANアセスメントを実施することで、国際機関との対話を促進し、国際機関の組織・運営を改善させ、また、国際機関への拠出について、ドナー国政府が国民に対する説明責任を果たす一助となる。				
	15 (15)	14 (14)	14 (14)	14	353
国際復興開発銀行・国際開発協会拠出金（世銀）（26年度）（関連：I-5）	<p>本拠出金は、世銀内に設置されたパレスチナ改革・開発計画信託基金に拠出され、パレスチナ自治政府（PA）に対する財政支援に充てられる。世銀は、PAの財政状況、実施施策等の分析を行い、PAの改革努力を確認した上で、同改革・開発計画信託基金から財政支援を行う。同基金の拠出（送金）は、PAの改革実績による（不十分と判断された場合は、送金が見送られる）ため、PAの改革状況に直接リンクしている。</p> <p>我が国の同基金への拠出は、PAの行政能力を維持・向上させ、パレスチナ社会の安定に寄与する。</p>				—
	960 (960)	110 (110)	0 (0)	0	354
アジアパシフィックアライアンス拠出金（25年度）（関連：VI-1）	<p>アジアパシフィックアライアンス（A-PAD）は、24年10月に日本のNGOが主導して設立された（CEOは大西健丞氏（ピースウィンズ・ジャパン代表理事／Civic Force代表理事等））。現在、日本、韓国、インドネシア、フィリピン、スリランカ及びバングラデシュの6か国が加盟し、各国にNGOや企業等複数のセクターからなる「ナショナル・プラットフォーム（NP）」が構築されている。本拠出金によって、アジア太平洋地域において災害が発生した際、各国のNPが協働・連携し、即時に出勤、搜索活動や被災者支援等緊急人道支援活動を迅速かつ効果的に実施する。平時においては、各メンバー国NPの強化、NP間の連携促進、アジア各国においてNPを構築するためのアウトリーチ活動、域内における人材育成・能力強化事業等を行う。</p> <p>A-PADを通じた我が国の貢献は、アジア太平洋地域における災害発生時、A-PADに参加する各国のNPが、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うこと及びアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築に寄与する。</p>				—
	100 (100)	104 (104)	104 (104)	94	355
生物多様性条約名古屋議定書拠出金（義務的拠出金）（27年度）（関連：VI-2）	<p>本拠出金は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びにこれをもって生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする「名古屋議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合（MOP）の準備、議定書・MOPにより課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、遺伝資源の利用から生ずる利益を校正かつ衡平に配分し、これをもって生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に寄与している。</p>				—
	20 (0)	19 (19)	27 (27)	28	356
水俣条約拠出金（義務的拠出金）（27年度）（関連：VI-2）	<p>本拠出金は、水銀等の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする水俣条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金である。水俣条約は29年8月に発効し、同年9月に第1回締約国会議（COP1）が開催され、同条約の事務局が正式に発足した。同事務局は、COPの決定事項の推進、各種報告書の作成、他の国際機関との協力等の業務を実施することとなっている。また、各国の年間拠出額は、31年までは毎年、それ以降は隔年で開催される締約国会議において、財政規則に基づいて決定される。</p> <p>本拠出金を通じて我が国は、水銀の一次採掘から最終廃棄までの包括的な規制を通じた条約目的の実現に大きく寄与することが期待されている。</p>				—
	36 (0)	33 (0)	34 (19)	18	357
シリア復興	本拠出金は、地元団体を通して水・衛生、医療・保健、エネルギー、教育、				—

信託基金(任意拠出金) (25年度) (関連: VI-2)	食料, 及び廃棄物管理などの基礎サービスを提供するために使用される。 シリア危機によって生じているシリア国内にいる人々の生活状況を改善することに寄与する。				358
	0 (0)	1,220 (1,220)	0 (0)	0	
国際農業開発基金(IFAD)拠出金 (27年度) (関連: VI-2)	<p>国際農業開発基金は, 開発途上にある加盟国の農業開発のため, 追加的な資金を緩和された条件で提供することにより, 所得が低くかつ食料が不足している地域で飢餓と貧困の撲滅を目標とする国際機関(設立協定第2条)。27年度は補正予算により, 不測の事態への緊急的な対応として, 概要以下の事業を実施。</p> <p>1 ナイジェリアのサヘル地域を始めとする紛争・テロ頻発地域における人道・テロ対策・社会安定化支援。特に女性と子どもを中心とした国内避難民及び受入コミュニティに対して, 食料へのアクセス改善促進等の支援の実施。</p> <p>2 エボラ出血熱の影響を受けているリベリアの農村地域で, 種子や用具等の生産用具等の配布や研修を通じた耕作地の復旧を支援するとともに, エボラ出血熱による危機以前に貧困世帯向けに実施されていた商業ベースの米生産や農業販売活動の再開を図るための支援の実施。</p> <p>上記1の事業については, ボコ・ハラムにより危機的状況にあるナイジェリアの北東部地域における食料・栄養安全保障の向上及び国内避難民と受入コミュニティの強靱性向上, また上記2の事業については, エボラ出血熱の発生により中断している開発に向けた取組を再開するため, エボラ出血熱の影響を受けているリベリア農村地域の米作農家の生産体制の再構築に寄与する。</p>				—
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	359
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)) (24年度) (関連: VI-2)	<p>顧みられない熱帯病(NTDs)等の途上国を中心に蔓延する疾病は, 先進国において需要が少ない等の理由から, 治療薬等の開発が十分になされておらず, また, これら技術を導入するための体制が途上国において構築されていない。そのため, 官民連携のパートナーシップであるグローバルヘルス技術振興基金(GHIT)を通じ, 国際的な対応が求められている疾病についての研究開発を促進するための支援を行うと同時に, 国連開発計画(UNDP)を通じて革新的な技術・製品がこれらを必要とする途上国の人々にいち早く届けられるよう, 医薬品規制当局のキャパシティビルディングなどを行う。</p> <p>この支援を通じて, 途上国における当該疾病の患者, 死亡者数の減少に寄与する。</p>				—
	0 (0)	1,800 (1,800)	1,830 (1,830)	0	360
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(LOTFA) (20年度) (関連: VI-1)	<p>本拠出金は, UNDPが管理するアフガニスタン法秩序信託基金(LOTFA)を通じてアフガニスタンの警察官の給与支援, 警察官の訓練等に貢献し, 同国の治安維持能力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>アフガニスタンの安定のためには, アフガニスタン治安部隊の整備と能力強化が不可欠であり, 本拠出金を通じた支援は, 同国の治安維持能力を向上させ, 地域のみならず国際社会全体の安定, ひいては我が国の安定と繁栄に資する。</p>				—
	14,640 (14,640)	9,020 (9,020)	8,500 (8,500)	0	361
経済協力開発機構・開発センター分担金 (28年度) (関連: VI-1)	<p>本拠出金は, OECD開発センターの運営経費及び各種事業経費に充てられる。</p> <p>本拠出を通じ, 先進国, 新興国及び途上国を包摂する主要な政策対話のプラットフォームである開発センターと連携し, 運営委員会やハイレベル会合等の重要会議への出席を通じて同センターの予算や事業内容等の意思決定に関与し, 日本のプレゼンスの強化を果たすとともに, セミナーの開催や各種政策文書へのインプットを通じ, 質の高いインフラ等の日本が重視する政策の国際社会への更なる浸透に寄与する。</p>				—
	140 (140)	128 (128)	143 (143)	136	362
教師教育を通じた若年	紛争の影響下にあるアフリカ諸国において, テロや暴力的過激主義の影響を受けやすい若者に対して適切な教育を行うことができる教員の養成を支援す				—

層の過激化抑制並びに平和構築支援 (28年度) (関連：Ⅲ－1)	る。実施においては、日本人職員（横関祐見子氏（D1））が所長を務めるユネスコの研究所（ユネスコ・アフリカ地域能力開発国際研究所（UNESCO-IICBA））が日本の専門的な知見を活用して事業を行う。 上記事業を通じて、アフリカ諸国における平和構築に寄与する。					
	120 (120)	55 (55)	56 (56)	0	363	
UHC2030 拠出金（任意拠出金） (28年度) (関連：Ⅵ－2)	保健分野の国際連携枠組みである国際保健パートナーシップ（IHP+）は、28（2016）年に持続可能な開発目標（SDGs：3.8 UHCの達成）の達成に貢献することを目的として拡大・強化された「International Health Partnership for UHC2030」（略称：UHC2030）に移行し、以下を目標として活動を行っている。 1 政治的なモメンタムの強化 2 保健システム強化とUHCについての共通理解形成 3 UHC取組のモニタリング 持続可能な開発目標に定められたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に取り組むことは、人々の活力を高め、国の経済発展に寄与し、社会の安定化につながるものとして不可欠であり、また、感染症等のグローバルなリスクから国民を守る上でも重要である。					
	208 (208)	0 (0)	169 (169)	128	364	
コロンボ計画拠出金 (28年度) (関連：Ⅵ－1)	コロンボ計画は、昭和26(1951)年に設立されたASEAN(除カンボジア)及びSAARC(南アジア地域協力連合)諸国等の26か国が参加する国際開発機関である。南南協力を積極的に推進するとともに麻薬対策を始めとする地球規模課題の取組に向けた地域の連結性強化に取り組むコロンボ計画を通じ、ミンダナオ島を含むフィリピンにおける薬物使用障害患者の治療・社会復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用がテロ組織の資金源となることを抑制し、同国の治安改善に寄与する。					
	99 (99)	0 (0)	0 (0)	0	365	
後発開発途上国基金(LDCF) 拠出金 (13年度) (関連：Ⅵ－2)	後発開発途上国（LDCs）の気候変動対策のうち、特にニーズが高まっている適応（気候変動の悪影響への対応策）に特化して支援する基金。 途上国が気候変動に対する対応能力を高め、パリ協定の着実な実施を行うことに貢献する。					
	99.8 (99.8)	0 (0)	0 (0)	0	366	
女性起業家資金イニシアティブ (29年度) (関連：Ⅱ－1)	本拠出金は、途上国の女性起業家や、女性が所有・運営する中小企業が直面している様々な障壁の克服を支援するために充てられる。 本拠出を通じ、途上国の女性の迅速な経済的自立及び経済・社会参画を促進し、特にぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地域の安定、復興、平和構築を実現することに寄与する。					
	－	5,500 (5,500)	0 (0)	0	367	
国際貿易センター(ITC) 拠出金(任意拠出金) (28年度) (関連：Ⅱ－2)	本拠出金は、レバノンの工芸品セクターにおける持続可能な雇用創出及び収入の安定のための支援、スーダンの世界貿易機関(WTO)への加盟に向けた技術支援等、封鎖により貧困等の経済的困難に直面するパレスチナ・ガザ地区において、IT活用を含む職業訓練、ソマリア難民、帰還民及びホストコミュニティ取得機会創出を通じた社会安定化事業の実施に充てられる。 本拠出を通じ、レバノン、パレスチナ・ガザ地区、スーダン及びソマリアにおける社会安定化に貢献する。					
	95 (95)	110 (110)	151 (151)	0	368	
透明性向上のためのキ	気候変動に対する「行動及び支援に関する強化された透明性の枠組み」の実効性を確保するため、開発途上国を対象に、組織、技術の両面から能力強化支					

<p>ヤパシティブルディング・イニシアティブ信託基金 (CBIT) 拠出金 (任意拠出金) (29 年度) (関連：VI-2)</p>	<p>援を行うイニシアティブ。 パリ協定の実効性を確保する上で、途上国が、自国で実施する気候変動対策及び支援に係わる実績を的確に把握・報告出来る体制・能力を構築することに貢献する。</p>	
<p>グローバル譲許的ファシリテイ (GCFF) 拠出金 (任意拠出金) (29 年度) (関連：VI-1)</p>	<p>本拠出金は、難民を大量に受け入れる中所得国に対する社会的支援を通じ、難民及び受入れコミュニティ双方が裨益する支援に充てられる。具体的には、基礎的サービス支援 (教育・保健等)、経済機会拡大支援 (雇用創出、投資誘致等)、インフラ整備支援などを行っている。 現在、難民等避難を余儀なくされている人は6,850万人と第二次大戦後最大を更新し続けており、その多くをヨルダン、レバノンといった中所得国が受け入れている。こうした現状において、これら中所得国を支援することは、難民問題の根本的解決に欠かせないもの。また、人道支援に教育やインフラといった開発支援を組み合わせる「人道と開発の連携」事業は、我が国が積極的に推進している政策であり、本件事業を通じ、難民問題において日本の国際的なリーダーシップを発揮することにつながっている。</p>	<p>—</p>
<p>国境なき医師団拠出金 (29 年度) (関連：VI-2)</p>	<p>本拠出金は、バングラデシュ国内のミャンマー・ラカイン州からの避難民及び、パレスチナ・ガザ地区の火傷・外傷患者に対する医療支援のために使用される。 本拠出金は、当該地域の保健・衛生環境の確保や保健課題への取組を通じ、人間の安全保障の推進や国際社会の平和と安定の確保に寄与する。</p>	<p>—</p>
<p>国際労働機関拠出金 (任意拠出金) (29 年度) (関連：VI-2)</p>	<p>本拠出金は、国際労働機関 (ILO) を通じて、急な社会情勢不安により若者の失業率上昇に苦しむガンビア、並びに急増する難民及び受入れコミュニティの人間の安全保障の強化を要するモーリタニアにおいて、緊急支援として、インフラ整備を通じた若者の雇用創出、職業訓練等を行うもの。 本拠出を通じ、ガンビア及びモーリタニアにおけるインフラの再建の促進、社会安定化及び持続的な平和構築に寄与するとともに、SDGsの目標8 (働きがいも経済成長も) の達成等に資する。</p>	<p>—</p>
<p>経済協力開発機構・開発センター拠出金 (30 年度) (関連：VI-1)</p>	<p>本拠出金は、OECD開発センターに日本人職員を1名派遣し、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」の諸要素等をブレイクダウンした、質の高いインフラの普及 (ガイドブックの作成等) に係る活動を行う費用に充てるものである。 本拠出を通じ、同センターをプラットフォームとして活用し、国際社会における「質の高いインフラ投資」の概念の一層の普及・浸透を図ることにより、質の高いインフラの原則が遵守されるような国際環境の醸成に寄与する。</p>	<p>—</p>
<p>ユネスコ拠出金 (30 年度) (関連：III-1)</p>	<p>本拠出金は、従来の「文化遺産保存日本信託基金」、「無形文化遺産保護日本信託基金」、「人的資源開発日本信託基金」を統合し、より柔軟に分野横断的に運用できるようにしたものである。 従来、ユネスコが比較優位を有する各分野において、日本が有する高水準の技術や豊富な実績を活用して、それぞれ文化遺産事業、無形文化遺産保護事業、人的資源開発事業を行ってきたが、これらの基金を統合し柔軟に資金配分を行</p>	<p>—</p>

	うこと及び従来の支援対象領域を拡大することにより、分野をまたぐ事業、その他のユネスコの所掌分野におけるニーズに対しても、適時適切に対応することが可能となり、これをもって、ユネスコが加盟国間の友好と相互理解を促進することに寄与する。			300 (299)	295	374
西アフリカ諸国洪水対策支援拠出金 (30年度) (関連：Ⅲ－1)	西アフリカ地域での深刻な洪水被害に対して緊急支援を行う。具体的には、水害のホットスポット・エリアにつくば市所在のユネスコ・カテゴリー2センターである水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）の早期警報システムの導入やその使用に関する訓練、洪水に対する意識の向上のためのキャパシティビルディングに寄与する。 本件拠出を通じて、西アフリカ地域における防災のための取組に貢献する。			190 (190)	0	375
モースル旧市街の子ども達の声：紛争に影響を受けた歴史的地区的の小学校の修復及び運営支援 (30年度) (関連：Ⅲ－1)	イラク国内避難民のモースル旧市街への帰還を支援し、暴力的過激主義を醸成する環境を改善するために、旧市街の歴史的建造物等の修復や復旧作業を通じて雇用を創出し、若者への技術研修及び機材供与、過激的暴力主義対策教育に向けた教師に対する研修の実施によって教師の質の向上と生徒の成長を促す。			60 (60)	0	376
日・アセアン統合基金拠出金 (30年度) (関連：Ⅰ－1)	本拠出金は、ASEAN地域において、災害に強い地域基盤の形成や、各国内政の安定化に寄与する事業等への支援に充てられる。 本拠出により、ASEAN地域において相次いだ大規模災害の将来的な予防、防災など災害に強い社会基盤、人材育成等に寄与する。			1,000 (1,000)	0	377
太平洋島嶼国における人道支援拠出金 (30年度) (関連：Ⅰ－1)	ミクロネシア3国（パラオ、ミクロネシア及びマーシャル）を対象とした、防災対策のための生活環境、保健衛生の改善を行うための支援。同地域で多くの知見とネットワークを有する国連開発計画（UNDP）が本拠出金を運用する。 本件拠出により、気候変動や自然災害等に対する島嶼国の強靱性向上を図るとともに、避難・移住対策及び防災対策のための生活環境、保健衛生の改善に寄与する。			2,498 (2,498)	0	378
カルテット拠出金 (30年度) (関連：Ⅰ－5)	本拠出は、我が国による中東和平・パレスチナ支援の一環として、中東地域の物流の増加及び円滑化、人・モノの移動の円滑化をはかり、パレスチナ経済成長及びパレスチナ社会の安定化に寄与することを目的とする。本件拠出金は、二国家解決を念頭に置きながら、パレスチナの安定並びにパレスチナの国造り及び人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、カルテット事務局（14（2002）年に国連、EU、ロシア、アメリカの四者により設立）を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、パレスチナの雇用促進及び産業育成を通じて、パレスチナ及び地域の安定化に資する事業に充てられる。 中東地域の平和と安定は、我が国の平和と繁栄、経済の安定的成長の確保の観点から極めて重要である。我が国が推進する「平和と繁栄の回廊」構想の柱のひとつが物流の円滑化への支援であり、これにより、中東和平達成への環境づくりに貢献する。					—

		—	—	42 (42)	0	379
国連事務総長特使事務所拠出金 (30年度) (関連：I-5)		本拠出金は、事務総長イエメン特使事務所（OSESgy）女性・ジェンダー・ユニットがアンマン、サナア、アデンにおいて、女性の役割促進を図るための活動に使用されている。		18 (0)	0	—
		本拠出は、和平合意後を含むイエメンの政治和平プロセスの中で、女性の参画及びリーダーシップを強化することを目的としている。				
国際医薬品購入ファシリテーター（UNITAID）拠出金 (30年度) (関連：VI-2)		本拠出金は、多剤耐性結核治療における新しい治療法の確立を目指し、大塚製薬の多剤耐性結核治療薬（デラマニド）を用いた臨床試験を行い、実証データを収集し、その効果の分析を行うもの。多剤耐性結核は国際的に緊急性の高い疾患であり、人道の観点からも効果的な治療方法を迅速に開発して導入する必要があるため、日本の技術を通じた貢献が期待される。日本からは30年度に初めて拠出した。		112 (112)	0	—
		本拠出により、エイズ・結核・マラリア・顧みられない熱帯病（NTDs）などの医薬品研究開発やアクセス改善を通じて、質の高い医薬品の安価かつ迅速な途上国への供給に寄与する。				
国連開発システム改革支援 (30年度) (関連：VI-2)		本拠出金は、グテーレス国連事務総長が主導している（1）平和への取組、（2）開発、（3）マネジメントの3分野での国連改革に関し、開発分野における国連開発システム改革、とりわけ国連常駐調整官（RC）システム改革を後押しし、新制度の円滑な立ち上げを支援する。		829 (829)	0	—
		これにより、国際社会において国連加盟国としての責任を果たすとともに、開発分野において現場レベルでの国連機関側の効率性と一貫性を改善させることに寄与する。				

(参考)

本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。

区分		28年度	29年度	30年度	令和元年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	32,420	35,721	32,098	30,516
	補正予算(b)	96,776	97,625	101,821	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a+b+c)	129,197	133,346	133,919	
執行額(百万円)		128,842	133,307	133,813	

(項) 国際分担金其他諸費のうち、(事項) 経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費、(事項) 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費の合計である。